

国民健康保険から：

国民健康保険税を特別な理由もなく納めずにいると

国保から督促状・催告状が送られてきます。

保険証の有効期間が短くなります。(当町の場合、通常の有効期間1年が3カ月と短くなります。)

『短期被保険者証』(保険税の滞納が1年未満の場合、国保から交付される有効期間の短い保険者証です。そのため、頻繁に更新手続きが必要となり、そのつど保険税の納付を求められます。)

保険証は返却していただき、かわりに資格証明書が交付されます。(医療費の負担はいったん全額負担となり、後日申請することにより本来の自己負担分を差し引いて国保から払い戻しが受けられます。)

『被保険者資格証明書』(1)

年以上滞納すると交付され、国保の被保険者であることを証明するだけのもので、保険証ではありませんので受診券にはなりません。

保険給付が一時差し止められます。(高額療養費、出産一時金などが一時差し止められます。また、差し止められた保険給付額が滞納保険税に充てられる場合もあります。)

さらに滞納すると財産の差し押さえを受ける場合もあります。保険証の再発行を受けるには、滞納している保険税をすべて納めた場合

・滞納額が著しく減少した場合
・滞納の事情が国保に認められた場合

保険税の納付が特別な事情



により困難な場合は早めに役場国保の窓口で相談して下さい。国保税の滞納は、医療費の補助・支払いに支障をきたし給付がとどこおることにもつながります。国保加入者のみなさんのため、国保制度の健全な運営のために保険税納付にご協力をお願いします。

問合せ 住民課国保医療係
(☎74 3002)

高額療養費の未請求について

町では、福祉医療対象者の負担軽減を図ることから、重度心身障害者、ひとり親家庭及び乳幼児の方などの医療費に対して自己負担額の一部を助成しています。

高額な医療費が発生した場合については、高額療養費を福祉医療の受給者が加入する各保険者が負担する仕組みとなっていて、町は各保険者に請求をしなければならないところ、この請求事務がなされています。

未請求額が判明できるのは、平成15年度以降からのもので、町監査委員特別監査により、保有している台帳等からの確認作業を行っています。なお、未請求額のうち、請求可能なものについては、請求手続きを終了しています。

発生した要因、対策などについて、庁内での調査委員会を設置し調査を行ったほか、事務事業を総点検し再発防止に取り組んでいくことに致しました。

今回の事務処理にあたり、マスコミでも報道されるなど町民の方々にご迷惑をお掛けいたしました。行政の信頼回復のためにも適切な事務執行に努めていきます。

住民課 ☎74 - 3002

参加者募集 70歳からはじめよう！ 冬場の筋力・体力づくり

洞爺湖町では12月から来春まで、札幌医科大学の協力を得て、70歳以上の方を対象に、「自宅のできる簡単な運動」や「正しい食習慣」など自宅でも元気に過ごすために必要な体力づくり教室を行います。多くの方の参加をお待ちしています。

対象者 町内に住む70歳以上の方。ただし、介護保険のサービス(デイサービス、デイケアなど)を利用している方を除きます。

会場 (初回のみ) 虻田地区：健康福祉センター、洞爺地区：洞爺総合センター

内容 希望者は会場まで送迎いたします。12月上旬に各会場にて健康・体力チェック(運動機能検査、血液検査など)を行った後、理学療法士による運動の指導、栄養士による食生活の指導を行います。その後、自宅で1日10分程度の運動を続けていただき、春に再度健康・体力チェックを行います。

料金 無料
申込 11月26日までに地域包括支援センター(☎76 4822)へ。

